



ペットの飼い主さんの“万が一”に備えましょう



犬や猫の寿命は約15年。万が一自分が病気などになってしまったり、飼いつづけることができなくなったときにどうするか……。そんな事も考えて、対策をとっておくことが飼い主としてのペットへの責任です。



1. ペットのことを頼める人を探す

2. 頼む内容と方法を考える

万が一の時、意識がなかったり、最悪の場合亡くなっているなど、頼める状況にないかもしれません。ペットを託したいという人がいるのであれば、「元気な今」に、相手と事前にしっかりと話をすること、そして頼みたいことを書面に残しておきましょう。 ※裏面のペットメモをご活用ください。

<参考① ペットのための遺言書>

法律上、ペットは「動産」(＝不動産ではない有体物)であるため、ペット自身に直接財産を残すことはできませんが、「**ペットの世話を条件として、人に財産を遺贈する**」という形式の遺言書(負担付き遺贈)があります。誰に託すか、どのように財産を残すかなどを整理し、法的に有効な遺言書を作りましょう。ペットを譲りたい相手から承諾を得ておくことが大切です。

<参考例② ペットのための信託契約書>

「亡くなったとき以外」にも利用できるのが「**信託契約書**」です。あらかじめペットの世話を誰にしようか決めてペットのためのお金を信託会社に預けておき、いざとなったら、そのお金をペットのために使用することができる仕組みです。

☆遺言や信託の相談先☆
弁護士、司法書士、行政書士、保険会社

3. ペットのために何を残すか考える

残しておくものは、すぐにペットの飼育費として使えるお金が一番良いかと思いますが、自宅などの不動産を残すということも遺言書や信託契約では可能です。

病気の治療費やエサ代、トリミング料といった必要な費用を試算してみましょう。治療費は、年齢を重ねていくにつれ病院に行く回数は増える傾向にありますので、余裕をもって試算しましょう。

4. しつけや手入れをし、ペットの記録を作っておく

日頃からしつけや手入れがされ、ワクチン接種歴や病歴、特性などの記録を作りましょう。預け先が困らないので預け先や引き取り先が見つかりやすいです。ペット自身も自分のことをわかってもらってお世話をしてもらえることでストレスが軽減されるでしょう。

頼れる人がいないとき

尚更、ご自身が元気うちに託す先を探しておくことが大切です。

例えば、老犬・老猫ホームなどペットが亡くなるまで世話をしてくれる民間の施設を検討することもひとつです。契約内容は様々なので、預ける前に施設等の見学をし、十分に説明を聞いて納得できる施設を選びましょう。一時的な預け先であれば、ペットホテルなどもあります。

万が一に備えて、ペットの情報や預け先など 決めて書いてみましょう



記入日 年 月 日

◆ペットの情報

飼い主の名前（サイン）

名前		マイクロチップ番号 (または鑑札番号)	
種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他 ()	血統書	<input type="checkbox"/> 有 保管場所 () <input type="checkbox"/> 無
生年月日	年 月 日	色	
性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス	避妊・去勢手術	<input type="checkbox"/> 手術済 <input type="checkbox"/> 未手術
かかりつけ 動物病院	病院名： 所在地：	電話番号：	
伝えておきたいこと			

名前		マイクロチップ番号 (または鑑札番号)	
種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他 ()	血統書	<input type="checkbox"/> 有 保管場所 () <input type="checkbox"/> 無
生年月日	年 月 日	色	
性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス	避妊・去勢手術	<input type="checkbox"/> 手術済 <input type="checkbox"/> 未手術
かかりつけ 動物病院	病院名： 所在地：	電話番号：	
伝えておきたいこと			

◆お世話ができなくなった時にお願いする方

※事前に了解を取っていますので、もしもの時には下記へご連絡ください。

(フリガナ) 氏名		飼い主との関係	
住所			
電話番号	固定電話： 携帯電話：		
預け先の承諾 (サイン)			